

令和元年6月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年6月13日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年6月13日(木) 午前 9時30分
閉 会 日 時	令和元年6月13日(木) 午前11時20分
委 員 長	金澤孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 潮田 幸子 加藤 英樹
委員会欠席委員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	な し
傍 聴 者	小泉 晋史

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 4 3 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 9 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	根岸 孝行	財務部長	高木 啓一
市長政策室副室長	齊藤 隆志	財務部副部長	岩間 則夫
市長政策室副室長	佐々木紀演	財政課長	鈴木 誠司
秘書課長	小林 勝	資産管理課長	五十嵐 剛
総合政策課長	武田 昌行	財務部参事兼税務課長	染谷 秀幸
		税務課副参事	野口 豊和
		収税対策課長	矢澤 欣子
(総務部)			
総務部長	榎本 智		
総務部副部長	清水 洋	吹上支所長	瀬山 慎二
総務部参事兼総務課長	木村 勝美	川里支所長	関根 和俊
総務課副参事	國島 清文	会計管理者	田口 義久
総務部参事兼職員課長	藤崎 秀也	会計課長	高子 英江
契約検査課長	関根 正	監査委員事務局長	山縣 一公
情報システム課長	野口 高志		
総務部参事兼			
やさしさ支援課長	田島 盛明		
やさしさ支援課副参事	小川 裕子		

書 記 小野田直人
書 記 中島 達也

(開会 午前9時30分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と竹田悦子委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第43号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法を進めたいと思います。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定をいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第43号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(財務部参事兼税務課長) それでは、議案第43号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

事前に資料を配付してありますので、ご参考にしていただきたいと思います。これは、平成31年3月29日に公布された地方税法の一部を改正する法律により所要の改正を行うものです。

主な内容ですが、個人市民税につきましては子どもの貧困に対応するための個人市民税の非課税措置を講じます。これは、前年の合計所得金額が135万円以下の未婚のひとり親に対し個人市民税を非課税とするものです。次に、軽自動車税につきましてはグリーン化特例、軽課では現行制度を2年延長した上で、令和3年度及び令和4年度に購入する自家用の軽自動車について、自動車の燃費性能等に応じて購入した翌年度に課税される種別割の税額を軽減する対象が電気自動車等に限定されます。

また、令和元年10月1日に導入される環境性能割について、消費税率引

き上げに配慮し、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の軽自動車を購入する場合、税率を1%分軽減する特例措置を講ずるものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（加藤）それでは、何点かお聞きしたいと思います。

今回2019年の10月からの消費税の関係とちょうどリンクするのですが、自動車税のほうは、これちょっとわかりづらい、私もこんがらがっているのですが、自動車税のほうの種類別割になっていく。それで、取得税のほうが環境性能割となっていくという大枠の中で、環境性能割の部分をちょっと聞くのですが、それぞれパーセンテージが若干違ってくる中で、臨時的な軽減前と軽減後で税率に違いがあるではないですか。ここのその違いの基準、これを確認したいなと思っています。特に軽自動車ですから、今新車で販売しているものにおいてはおおむねみんな基準を達しているのかなというような素朴な疑問もありますので、まずそのところをご確認させていただきたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）加藤委員さんのご質問にお答えします。

まず、取得税に係る環境性能割でございますが、こちらの負担の区分が今非課税1%、2%ということに設定されております。まず、1%の区分ですが、こちらが燃費性能が2020年度燃費基準達成車がこの1%に当たります。それで、2%の区分については2015年度燃費プラス10%達成とそれ以外の車が当たります。今回環境性能割の臨時的軽減ということで、令和元年10月1日から2年の9月30日までに取得した場合は税率を1%軽減するという措置が講じられております。こちらの燃費性能については、車の、実際には車両重量に基づいて燃費基準というのが決められております。

わかりやすく言うと、例えばスズキワゴンRが大体車両重量が770キロ。770キロの燃費基準がリッター当たり24.5キロということになります。それで、先ほど2020年度の燃費基準達成ということですから、リッター当

たり24.5キロ走れば、こちらが達成ということになります。実際には、ワゴンRは……例えばプラス10%達成の場合は非課税の区分なのですが……済みません、非課税の区分というのが2020年度燃費基準達成よりもさらに燃費がすぐれているものということで2020年度燃費基準がプラス10%達成車、それとあと電気自動車等が現在非課税の区分になっております。そういったことから、2020年度燃費基準プラス10%ということですと、先ほどのリッター当たり24.5キロ走行する車でありましたら、プラス10%ですから、プラス2.45キロの燃費が確保できればプラス10になりますので、そうしますと大体27キロ弱の燃費が必要ということになります。現在ちなみに最近の車のその基準は達成して、クリアしているものと考えます。実際には車両重量となりますので、いろいろオプションでつけたりするとそれが重くなったりして達成しないケースも出てくると思うのですが、おおむね達成できるものと推測しております。

以上です。

(加藤) イメージがつかしました。

それと、それではこれも確認なのですけれども、取得時ということで中古車であってもこれは要件に合致するものは課税になるということでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) 環境性能割は中古車でも該当します。中古車は、取得金額が50万以下になりますと免税ということになります。

以上です。

(加藤) 同じ、今度は個人住民税のほうの確認です。今回135万円以下は非課税、新設になるわけですけれども、令和2年中の所得に対して令和3年度のところで課税するところに対しての話だと思っておりますけれども、今まで非課税の要件の中で未成年者、障がい者、それと寡婦、あと寡夫、この部分もあわせてその年度から非課税基準額が135万円になるという認識でよろしいでしょうか。

(財務部参事兼税務課長) 個人市民税の非課税措置でございますが、現在ですと前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦または寡夫に対し非課税措置が講じられています。これが平成30年度税

制改正において給与所得控除等から基礎控除の振りかえ、10万円に伴って令和3年度以降の個人市民税から非課税措置の合計所得金額が125万円から135万円となります。ですから、今回子どもの貧困に対応する未婚のひとり親に講じる措置も令和3年度から施行となりますので、今までの非課税措置とされていたものと同じになります。

以上です。

(加藤)それから最後、これも確認がてらの質問になるのですけれども、非課税対象、今回新設されます未婚のひとり親ということですのでけれども、イメージすると女性の方が多いのかなと、大半はそうなるのかなと、そういうケースが多いのかなと思うのですけれども、これは特に女性限定ということではなくて、未婚のひとり親、それが男性が親となっているケースにおいてももちろん対象となるという認識でいいかの確認です。

(財務部参事兼税務課長)今回の、法的には女性限定ではございません。今担当課の、実際児童扶養手当を担当している子育て支援課に現在どうなのかということで確認をしましたら、現在は未婚のひとり親の家庭で男性の方はいらっしゃいませんでした。ただ、実際にはそういったことも考えられますので、出てくれば該当ということになると思います。

以上です。

(潮田)今加藤委員のほうで聞いたかったことを全部聞いていただきましたのでいいのですけれども、ちょっと確認が。まず、個人市民税のほうで、この前、本会議のほうでの質疑のときに対象人数が80人ということでありましたけれども、単身児童扶養者ではあるけれども、所得金額が135万、これに当たらないという方はどのぐらいいるとかというのはわかりますでしょうか。

(財務部参事兼税務課長)潮田委員さんのご質問なのですが、当たらない方につきましてはちょっと調べておりません。80名ということで、今回所得が実際には令和3年度から135万円以下の方ということで、該当する方は担当課のほうで現在80名ということで確認はしておりますが、その80名該当している方も一人一人所得については確認はしておりません。実際には令和2年中の所得に対しての前年度所得が135万円以下とい

うことになりますので、今80名の該当している方も現在135万円以下という
ことで、非課税の方も中にはいらっしゃるかなというふうには認識は
しております。

ちょっと答えになっていませんが、以上です。

（潮田）そうすると、今は細かく把握はしていないということでありま
したけれども、単身児童扶養者の中には当然非課税だったり、または生
活保護の方だったりとかという方もいる。その人数は、この80人の中
には入っていないということ。ちょっとそこら辺がよくわからないので
すけれども。

（財務部参事兼税務課長）今回改正後、単身児童扶養者という、そうい
ったことになるわけなのですが、こちらは現行ですと寡婦または寡夫と
いう表現を単身児童扶養者というふうになるわけなのですが、実際には
先ほどの80人というのは現在児童扶養手当を受給している方で未婚のひ
とり親の方で実際児童扶養手当を受けているということですから、所得
が少ない方が80名いらっしゃるということでございます。

以上です。

（潮田）これについては、子育て支援のほうにまた細かい人数とかとい
うのは確認をしたほうがよいということになるのでしょうか。今回も市
民税ですけれども、所得税のほうも同じようにこういったのがあるか
と思うのですけれども、ちょっとそこがわかればあわせて教えていただ
けませんか。

（財務部参事兼税務課長）所得税については、よく寡婦控除というこ
とで死別、あと離別の場合寡婦控除という、そういった控除があるの
ですが、現在未婚のひとり親に対しては寡婦控除は受けられません。今
回の改正は市民税の改正ですから、今回の31年度税制改正におきま
しては所得税法の寡婦控除については変わっておりません。ただ、
所得税の寡婦控除の関係もありますので、令和元年度は未婚のひとり
親に対し臨時特別給付金ということで特別手当が支給されるという
ことは伺っております。

以上です。

(潮田) それでは、軽自動車税のほうで確認をしたいと思います。今回の改正は、環境所得割でしたっけ、でもこれってもちろん消費税の関係もありますけれども、いわゆる環境をよくしていくための、排気ガスとかというのを規制というところにすごく重きを置いているように思うのですけれども、これを市民の方に周知するに当たって、税のほうだけではなくて環境のほうとしっかりとコラボしての周知というのが必要になるかと思うのですけれども、そういったことは考えていらっしゃるのでしょうか。

(財務部参事兼税務課長)潮田委員さんの環境をよくするということで、燃費性能をよくして排ガス規制を少なくするというところで、そういった車が今後は市場に出回るということはあるのですが、その辺の特には環境のほうとは今のところ連携はしていません。今燃費基準の達成車については、よく車の後ろに張られているステッカーというのが、あれが自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ、燃費性能の高い自動車の普及を促進するための自動車の燃費性能に係る車体表示を実施ということで、今2020年度達成車とかシールが張ってあると思います。それをユーザーの方が見て、あっ、自分の車はこれだけ達成しているのだなというふうな認識を持つということで、特にユーザーの方はそれぞれ仕様によっていろいろ選択があると思うのです。例えば買い物で使うぐらいだったら軽自動車を購入しようとか、あるいは作業をしたりとかする場合は軽トラを買おうとか、そういった選択の中で、今実際には車も環境性能がよい車が市場に出ております。その辺の周知というか、税に対する周知については当然ホームページ、広報を通じてお知らせをしようと考えておりますが、その辺の環境のいい車のそういったことについては特には現時点では……環境というか、ほかの課と連携してしようとは、今のところはちょっと考えておりません。

(潮田) 今回の改正で電気自動車であったりとか燃料電池自動車であったりとかというものが関係してくるかと思うのですけれども、現在の鴻巣市内で電気自動車、または燃料電池、天然ガス自動車等がどのくらい

出回っているのかお伺いたします。

（財務部参事兼税務課長）現在電気自動車等ですと、グリーン化特例で、燃費特例で75%軽減に当たるのですが、現在のところはありません。電気自動車等は市内にはありません。

（何事か声あり）

（財務部参事兼税務課長）軽自動車の話で、軽自動車についてはございません。一般の車体で考えると、普通自動車といいますか、自動車税と軽自動車税。軽自動車については、電気自動車は今登録はありません。

（潮田）そうすると、令和元年の減免対象となるものというのは、現在それが電気自動車であり、燃料電池自動車であり、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車になりますけれども、現在はこの対象になるようなものは鴻巣市内では走っていないということになるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）我々が把握しているのは軽自動車だけです。軽自動車に関しては電気自動車等は登録しているのはありません。

（竹田）まず、個人市民税の関係でいわゆる未婚のひとり親について、令和3年の1月1日の課税する部分からやって、基準としては令和2年の1月1日ということなのですけれども、なぜ令和3年までやるのか。これは上位法で決められてきたから、そのとおりになると思うのですけれども、子どもの貧困に対応するためという点からいうと、私はもっと早くてもいいのかなというふうにちょっと思うものですから、しかも10月から消費税が増税されるわけだから、一層貧困が進む可能性があるから、例えば令和2年の1月1日現在未婚等のひとり親、いわゆる単身児童扶養者という概念というのは変わらないわけだから、そういう点ではなぜ令和3年なのかということからお尋ねをしておきます。

（財務部参事兼税務課長）まず、市民税については翌年度課税になります。実際には給与所得者とか年金を受けている方、あるいは自営の方だったりとか、そういった方がいろいろ、所得の申告とかありまして、今の様式が対応しておりません。令和2年1月1日から給与所得報告書とか、いろいろそういった様式を単身児童扶養者ということで記載でき

るものに変更して、それで翌年課税ということで令和3年に改正するものと思います。

以上です。

（竹田）これは、上位法で決められているから、ここで議論してもそんなに変わらないというふうに思いますが、例えば税なんていうのは専決処分があって、自分たちが必要だったら幾らでも急いでいろいろなことをするわけだから、例えばさっき言った、私は単身児童扶養者ですという基本的な申告してやれば幾らでもいいわけだし、所得税にしろ、市県民税にしろ、様式というのは何年度分と書かないですよ。ずっと使えるような様式にしているということを考えれば、いわゆる未婚のひとり親に対する貧困対策とすれば、もっと早目に私はやってもいいのではないかというふうに思うものですから、ちょっとあえて質問させていただいているのですが、そういう様式が来るということも、様式の変更とか、そういうのも含めればもっと早くなる可能性というのは担当者としてはどのように分析されているかお伺いしておきます。

（財務部参事兼税務課長）竹田委員さんのもっと早くできるのではないかというご質問ですが、今回のひとり親のそういった非課税措置というのが、あくまでも前提が子どもの貧困対策ということでもあります。子どもの貧困対策に対するメニューというのが経済的支援のほかに、平成31年度予算、国家予算を見てもいろいろ講じられているなということは見受けられます。今回、だから経済的支援の中で未婚の児童扶養手当の受給者に対して臨時特例給付金の支給だったりとか、そういったのも講じられるわけですから、市民税の非課税措置ということで非課税の方、135万円以下の方が非課税になりますよということで、実際には税負担としてはどれぐらいなのかな、大体今回国のほうで講じられる、そういった特例給付金ぐらいの金額になるのかなというふうには考えられるのですが、ただこれはもう地方税法の改正でそういうふうに決まっております。市でそれを先行してやるということも、そこまではちょっと考えておりません。

以上です。

(竹田) わかりました。改正に伴う税条例の改正ですから。それともう一つ、軽自動車税の関係で、議案資料のウの説明のところでは、先ほどの環境性能割のところを1%のものを非課税にして、2%のものを1%に引き下げるということですが、なぜ特定期間というのを設けるのでしょうか。同じようにやるのだったら、環境性能割は、例えば9月30日に買ったなら1%にならないとか、1%割安にならない。10月1日から令和2年の9月30日までという、あえて特定期間を設けているというのは何ゆえなのでしょう。

(財務部参事兼税務課長) 今回の措置は、消費税率引き上げに伴っての措置でございます。よく消費税が上がる時には駆け込み需要ということで、駆け込んで購入する方とかいらっしやると思います。そういったことで1年間臨時的な軽減をすることによって、駆け込みで購入する方を平準化といいますか、そういったことが起きないようにしているものと考えます。実際には先ほど燃費性能ということで、今の軽自動車はほとんど燃費性能がいいものでございます。ですから、通常2020年度燃費基準プラス10%達成は今非課税となっております。ですから、臨時的軽減を受ける前からもう非課税ですから、それは変わりませんので、だから取得に対しての環境性能割はかからないものと思われまので、そういうふうに認識しております。

以上です。

(竹田) ということは、あえてさっき言った、いわゆる環境性能割が全体としては技術が上がって、例えば2020年の環境基準をクリアしているとかというふうになると、やらなくていいものをあえて特定期間を設けてやるということで、先ほど消費税が10月1日から上がることに對して駆け込み需要について平準化するということは誰の利益になるのですか。だって、今みんな環境性能割をクリアしているのに、あえてまたそれをつくるということは、クリアしているものをあえてまた10月1日から入れて入れる必要ないと思うのですけれども。だから、逆に言えば消費者の都合ではなくて、誰かの都合がここには発生するのかなと私ちょっと考えるのですけれども。

(税務課副参事) 今の件についてお答えします。

環境性能割につきましては、2020年度燃費基準のものについては本来1%の税率がかかるところなのですけれども、その特定取得期間、令和元年の10月から令和2年の9月の間の1年間については1%を非課税にするということです。現在の新しく新車のものについてはおおむね2020年の燃費基準は達しておるかとは思いますが、こういったものでも通常であれば環境性能割のほうは1%分は課税がされてきますので、この分が1年間については非課税ということになります。

以上です。

(竹田) ということは、ちょっと地方税法との関係であれかもしれないのですけれども、消費税増税に伴って軽自動車を買ったら特定期間の間は税率を安くするよということをしていくということは、ではほかのものも、軽自動車だけではなくて、日常に使う生活必需品なんかも同じようにやったら一番いいのではないかなというふうにちょっと思うのですけれども、あえて軽自動車税の環境性能割について、これを入れてきた背景というのは何かあるのですか。

(財務部長) 今回は地方税法にのっとった改正ということですので、物の大きい、小さいというお話もございませぬけれども、そこについては国の判断の中で車あるいは不動産、住宅とか、その辺の軽減を考えているということですので、私どものほうでちょっとコメントするのは難しいかなと思います。

以上です。

(委員長) 竹田委員、範囲をちょっと狭めてください。

(竹田) わかりました。確かに地方税法改正だから、それにのっとってやるのですけれども、ここの軽自動車だけ何ですのと、ほかのものだって安くしたっていいのではないと、税金1%を10%にするのだったら、ほかのものも同じように特定期間を設けてやればいいのではないというのが庶民としての率直な思いなものですから、あえてその背景は何ですかと。では、国からは何かそういう説明というのはあるのですか。地方自治体としては何とも言えないけれども、その裏づけになるこういう目

的があるから、こうなさいよという条例改正に伴う説明書って何か来ているのですか。その部分があれば教えてください。

（財務部長）今回の地方税法の改正については、大きなところでは消費税の影響に伴う改正ということで説明は受けておりますし、例えば地方税法を解説した本などにもその辺は載っておりますので、そういう理解でやっております。

以上です。

（竹田）そうすると、さっきのいわゆる軽自動車税のグリーン化特例に伴って税金も安くなる。10月1日からはいわゆる環境性能割も1%下がるわけだから、二重に、新しい車を買うといいですよという、ちょっとこういうPRにもつながるといふふうに考えますが、その私の認識でいいかどうかを確認したいと思います。

（財務部参事兼税務課長）環境性能割というのは取得時に1回だけかかります。これは、自動車の価格によって1%の額というのがどれくらい重くなるのかというのがあると思うのですけれども、実際消費税2%引き上げられます。それで、実際には1%軽減ということでありますので、その辺はまた自動車を購入するユーザーさんの方の考えになるかと思えます。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありますか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）本会議でもっと詳しく述べますが、個人市民税の中の子どもの貧困に対する単身児童扶養者に関する軽減措置というのですか、これはいいと思うのですけれども、軽自動車税の関係については、これはあくまで消費税増税に伴ういろいろな措置であるということがよくわかりました。そういう点からいうと、あえてこういうグリーン化特例を延長し

たり、その一方では軽自動車税の環境性能割については取得する場合に1%を下げるという点では、消費税増税がいかに市民の暮らしに大きな影響を与える内容であり、そのものについて対応策をとる、とりわけいわゆる自動車に関しては日本の産業を大きく左右する基幹産業でありますから、その部分での優遇措置であるということがありますので、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

それでは、議案第43号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時09分)

◇

(開議 午前10時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

次に、議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時30分)



(開議 午前10時31分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

(潮田) 歳入歳出で魅力ある地域づくり事業補助金のところで、今少し説明がありましたけれども、これは政策総務常任委員会で今までも細かく論議されているとは思いますが、今まで政策総務常任委員会におりませんでしたので、もう少し詳細を説明いただければと思います。

(総合政策課長) それでは、こちらの事業についてですが、まずシティプロモーション動画制作コンテスト事業ですが、こちらにつきましては今年度、令和元年度が市制施行65周年で、来年度の令和2年度が合併15周年、そういった記念すべき節目の2カ年において、市の魅力を伝える30秒動画の作品をコンテストとして募集をしまして、合併の式典のほうでコンテストを開催する予定でございます。こちらについては、鴻巣市への愛着醸成と、それから鴻巣市の認知度向上を図る目的で実施しております。

もう一点の県央地域4市1町の暮らしやすさ発信事業でございますが、こちらは鴻巣、上尾、桶川、北本、伊奈町の4市1町で共同で実施するものです。転入、定住を促進するため、4市1町で共同で県の補助金をもらいながら県央地域の暮らしやすさというものを主に県南や都内の北部に発信をしていくものです。

以上です。

(潮田) 今いただいたような説明は、本会議で今までも聞いていたのですけれども、実際定住促進のほうはどういったものというのが見えてこなくてなのですけれども、これは実際には幾つかの市町村でやりますから、合議体でやるのか、または業者に委託というか、そういったようなものはどんなことを考えているものなのでしょうか。

(総合政策課長) こちらは、専門の業者に委託をしまして、冊子をつくらしたり、ウェブとかSNS等により発信を行います。今年度につきましては、もう業者のほうも選定も終わっております、これから6月中に

は契約のほうをする予定となっております。

（潮田）続きまして、財政調整基金ですけれども、財政調整基金残高はどのくらいになるのでしょうか。

（財政課長）今回2,000万円を繰り入れいたしまして、今現在の残高見込みですけれども、12億5,067万1,544円であります。

（潮田）わかりました。

続きまして、市債のほうなのですけれども、これちょっと私のほうで勉強不足なのかもしれないのですが、都市計画債と小学校債、中学校債、それぞれこれって後に交付税の算入とかあるものなののでしょうか。利率については、先ほど地方債補正のところに5%以内それぞれそういうふうになっているのですけれども、実際近年のこういった市債とかの利率がどのくらいになっているのかと、あとは償還の方法につきましてもこのように文章でなっておりますけれども、近年の市債の傾向というかを教えていただきたいと思います。また、これは公的資金、銀行等引き受け資金という形になるのでしょうか。そういった銀行等についても示していただければと思います。

（財政課長）まず、1点目が借入れのメニューという形をご説明させていただくことでよろしいでしょうか。まず、東口駅通り地区市街地再開発事業債ですけれども、こちらは合併特例債を活用させていただきます。続きまして、小学校施設改修事業債ですけれども、こちらに関しましては防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちらのほうと埼玉県のふるさと創造貸付金、こちらを活用させていただきます。続きまして、中学校給食センター整備事業債ですけれども、こちらは合併特例債を活用させていただきます。交付税算入につきましてですが、合併特例債に関しましては7割算入、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に関しましては交付税措置50%、埼玉県のふるさと創造貸付金に関しましては県の貸付金になりますので、交付税措置はございません。

続きまして、近年の利率等のお話だったと思いますが、利率ですが、昨年度、平成30年度に借りました地方債の中で一番高い利率が0.115%です。一番低いもので0.04、こちらのほうが一番低い利率となっております。

ます。それと、借り入れ先ですけれども、公的資金というものに関しては現在鴻巣市では臨時財政対策債、こちらを昨年が約16億借りているのですけれども、そのうちの9億8,000万円が財政融資資金という形で公的資金になります。残りのものに関しましては、縁故資金という形になりまして、市内の金融機関並びに振興協会、それと市有物件とかのほうで借り入れを行っております。期間ですけれども、短いものでは3年、据え置き期間ゼロ年、長いもので臨時財政対策債を除きますと15年で3年据え置きというものが一番長いものになります。

以上です。

(潮田) 先ほどの小学校施設改修事業債の中で、防災・減災・国土強靱化のほうとふるさと創造貸付金で組まれているということでしたけれども、それぞれの内訳はどうなっているのでしょうか。

(財政課長) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債なのですけれども、こちらに関しましては国費で補助金が入っております。こちらの補助金の補助裏部分に対してかけさせていただくものになりまして、こちらのほう、補助金の配分基礎額というものがあるのですが、配分基礎額が3,297万7,000円に対して国庫補助金、その該当するものが3分の1ございまして、1,099万2,000円、こちらを控除しまして、充当率100%、端数調整という形で2,190万円ほど借りる予定になっております。県貸付金に関しましては、今回工事管理費211万1,000円プラス今回の改修工事の5,337万5,000円、それから先ほどの配分基礎額、国庫補助対象のもの3,297万7,000円並びに国庫対象の事務費10万9,000円、それを控除いたしまして充当率100%、合計額2,240万円を借り受ける予定になっております。

(潮田) わかりました。先ほどの利率のところ、一番高いものが0.015。

(0.115の声あり)

(潮田) 0.115。低いものが0.04というのがありました。これについては、そのときそのときが一番低いものというふうに行っているのだと思うのですけれども、これってでも0.115と0.04といっても実際金額が大変大きければかなりな金額になってくるかと思うのですが、今回のものでいく

と、今回この3つについてはどのくらいというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(財政課長) こちらに関して、地方債に関しましては事業終了後に借り受けのほうの申請をさせていただきます。市内の金融機関に関して利率照会をかけさせていただきますして、借り入れ金額、借り入れ年数の条件等でいわゆる見積もり合わせみたいなものをさせていただきますして、一番低い利率の金融機関を選択させていただきますので、そのときの来年の5月から3月、3月、5月の借り受けのときにやった結果になりますので、今のところ何ともまだ条件は言えないところになります。

(坂本) 最初に、シティプロモーション動画制作、いろんなことを多分取り上げると思うのです。募集すれば、市内に市民の方でもそういうことを手がけている人はいっぱいいると思うので、いろんな分野が出てくると思うのだけれども、まだ細かい、どういうふうな仕分けというか、グループ分けみたいな、どういうものを募集しますというのはまだ決まっていなかったのだけ。

(総合政策課長) こちらの募集は、市内外、個人、団体を問わず、市の魅力をテーマにしたものを募集する予定でございます。そのコンテストに関して、どういった分野を設けるとかというのは今後決めていきたいと思えます。

(坂本) 現段階でまだそういうのは細かいところまでは詰めていないということだよな。

(総合政策課長) 現在業者のほうの選定をこれから行いますので、その後決めていきたいというふうに考えております。

(坂本) それはいいと思うのです。鴻巣の魅力を発信するということでやられるようなので、私なんかこの間もちょっとほかでも言ったと思うのだけれども、鴻巣というのは住んで安心、事故も少ないし、事件も少ないというまちだと思えるのです。例えば都会に行くといっても1時間ぐらいで行かれるというような形で、本当に住むにはいいところかなと思うのです。そういうものをしっかりと捉えた市の宣伝というか、PR、そういうものがきちんとできればもっともっと人が住むようになるかな

と思うのです。その辺の心構えというか、そういうものをしっかりと捉えるような事業になっていただければなと思うのだけれども、その辺どうでしょう。

(総合政策課長) こちらも子育てが中心になるかとは思いますが、住みやすい、災害が少ないとか、交通の便がいいとか、そういった部分も含めて、市の県央地域、また鴻巣市の魅力というものを伝えていきたいと、そういうふうに思っております。

(竹田) 地方債補正のほうからまずお聞きをします。

補正前が1億3,110万円で、今回補正後1億8,300万円になりました。増額するのですけれども、どういう中身で申請してこのようになるのかという内容については、申請した段階で担当課としてはわかるのでしょうか。

(財政課長) まず、竹田委員さんのご質問なのですけれども、増額部分でなく、トータルの1億8,300万円。

(竹田) そうそう。だから、増額部分が……

(5,190万の声あり)

(竹田) そうそう。だから、1億8,300万にしたでしょう。そこのいわゆる1億3,110万円から1億8,300万にするに当たっての内容。

(財政課長) 今回の増額分の積算根拠のほうを申し上げさせていただきます。

公園整備工事5,463万4,000円、それに合併特例債の充当率0.95を掛けさせていただきまして、端数調整をした結果となっております。

(竹田) ちょっと難しいところに、ちょっと聞き方もあれなのですけれども、先ほどの5,463万、これは向こうのほうに出てくるのですけれども、そのふえる内容については財政課としては金額がふえる要因についてはつかんでいらっしゃるのでしょうか。だから、最初は1億3,110万円で地方債組んだのだけれども、1億8,300万円になって、いわゆるまちづくり常任委員会に出てくる公園整備費で5,463万円ですよね。では、その部分はどこの部分でふえるのかとかという中身については財政当局としてはつかんでいますか。

(財務部長) 今回のそれぞれの担当の事業について、地方債の変更があったということで財務部のほうでは補正をさせていただいております。実際に事業の細かい内容につきましては、おおむねはわかっておりますが、細かい内容はちょっと事業課で、現場ではありませんので、発言をさせるのは控えさせていただきたいと思います。

(竹田) おおむねはつかんでいきますというふうに部長さんがおっしゃったので、おおむねで結構ですので、おおむねの部分で答えいただきたいと。

(財務部長) 今回議案の資料として公園の平面図等を出していただいたと思うのですが、その部分でのお話でしか伺っておりませんので、例えばどういう形でこうなったとかというのは詳しいところは伺っておりません。

以上です。

(竹田) いわゆる地方債補正を追加してくださいという要請が出てきたわけでしょう。出てきたのですよね。では、地方債補正を追加しますと。では、追加する部分も含めてどこですかというのは事業課から説明を受けていると思うのです。担当の財政のほうとすれば。では、その追加する部分は何かということで、どのように説明を受けているのかということをお答えいただきたい。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)



(開議 午前10時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財政課長) それでは、担当課より説明をいただいた内容について。内容に関しましては、地元ワークショップや関連部署との協議調整を行いながら、公園の実施設計を行った結果、今回の不足額が出たということで説明を受けて計上させていただいております。

(もう一度の声あり)

(財政課長) 地元ワークショップや関連部署との協議調整を行いながら

公園の実施設計を行った結果、不足額が発生したということで補正予算の要求が出ております。

(竹田) あと、そういう点からいうとそれぞれ地方債の補正が出ていますよね。では、それらも含めてほかの、例えば中学校給食センターとか、あと小学校の赤見台の第二小学校の改修も含めて、いわゆる補正増になっているわけですから、どういう要因だというふうに伺っていますか。

(財政課長) 小学校の赤見台第一小のトイレの改修並びに中学校給食センターの整備の改修に関しましては、今回の補正予算で文教福祉常任委員会に付託されています国庫補助金のものがあります。国庫補助金の内示を受けまして事業化させていただきまして、それに見合う地方債を計上させていただいております。

(竹田) ということは、少なかったから地方債でふやしたのか。それから、規模としての、ふえたのかどうか、裏負担との関係になるのかどうか。ちょっともう少し詳細にお答えください。

(財政課長) 今回の赤見台第一小学校のトイレ並びに中学校給食センターの改修に関しましては、赤見台第一小学校のトイレに関しましては当初予算でも計上されておりました。国のほうに申請をお願いして、国庫補助金の採択ができたことから、事業化と、予算化させていただきました。中学校給食センターに関しましては、当初予算で外構の部分だけ当初予算で計上させていただいております。理由に関しましては、まだ設計が、繰越明許で設計をやっておりましたので、額がわかりませんでしたので、実額予算を組むわけにもいきませんでしたので、今回設計の額が確定したことから今回事業化とさせていただいております。

(竹田) 先ほど潮田委員が合併特例債の部分と臨時財政対策債の部分でお答えいただいたのですけれども、今回は合併特例債を、例えば市街地再開発の公園整備などに使うのですけれども、これは据え置きなしで10年とか15年返済というふうに受けとめていいのかどうか、ちょっとその内容について。合併特例債の部分だけ、それぞれ違いがあるのかどうかも含めてお答えいただきたい。

(財政課長) 借入れの条件なのですけれども、原則として耐用年数、まず物の耐用年数、それと条件として1億円以上であったりとか、1,000万円から1億円の間、それと1,000万円を下回るものとかという形で金額と物の耐用年数を見分けながら借り受けをさせていただきますが、今回でいきますと中学校給食センターに関しましては物を建てて耐用年数が60年とか、そういうものになりますので、恐らく借入れ期間とすると15年の3年据え置きを選択する形になるものと思います。東口の公園の関係のものですけれども、こちらも物をつくらせていただいて、なおかつ先ほど条件で申し上げました総合計が1億を超えるものとなれば、15年の3年据え置きというものを選択していくものかなと考えております。

(竹田) 8ページ、9ページの歳入のところで魅力ある地域づくり事業補助金ということで、県央エリアで集まっているいろいろリーフレットをつくったりとか、鴻巣の魅力を発信するために前回もリーフレットの中で鴻巣が中心になっているのですよということで、魅力ある地域づくり事業補助金ということで、特に県央への移住ということも、そういう検討、魅力あるから移っていらっしゃいというふうなことも発信していると伺ったのですけれども、この県央への移住というのは鴻巣はわかるのですけれども、全体としてはどういう傾向にあるかとかというのは皆さんで交流されているのかどうか伺っておきます。

(総合政策課長) 県央の4市1町の全体ですが、平成27年から地域振興センターのほうからデータをいただいているのですが、その中でちょっとばらつきはあるのですけれども、おおむね1,000人を超える転入増と、転入超過というような形になっております。

(竹田) 4市1町の中の話で、全体に個別の自治体の数字というのはわかるのでしょうか。

(総合政策課長) 個別にも出ております。ちなみに、平成30年でいきますと鴻巣が131プラス、上尾が590、桶川が453、北本がマイナスの89、伊奈がプラスで85で、合計で1,170名の転入超過という形になっております。

(竹田) 確かに魅力ある地域づくりってすごく大事で、この間テレビを見ていましたら埼玉には4つの日本一があるということで、昔は「ださいたま」というふうに言われたけれども、とても今はすてきなまちですというふうになってきていて、その中に日本一の一つが鴻巣が入っていると、それは川幅日本一だというのでいろいろ説明をされていました。そういうところでは、地域の魅力を出していくことは必要だというふうに思います。先ほど業者にコンセプトとして依頼していくということなのですけれども、何ゆえに業者に依頼するのでしょうか。私は、一番は職員の皆さんがいろいろ行政の役割を担っていて、魅力について一番よくご存じだというふうに考えているのです。ですから、職員の皆さんがこうしようよということで、話し合いをしながら30秒のあれを、動画というのですか、つくっていくというふうにするのかなというふうにちょっと受けとめたものですから、なぜあえて業者に選定するのか伺っておきます。

(総合政策課長) 動画のほうでよろしいですか。動画の制作については、こちらは特設サイトのほうの構築をしたり、あとは動画の作成方法とか応募方法とか、そういった部分も学校とか公民館へ出向いて出前講座のほうも実施しようと思っておりますので、その辺の部分は専門の業者ではないとできませんので、業者のほうに発注して実施する予定であります。

(竹田) ちょっと私もイメージが一致していないから、変な質問をしてしまって申しわけないのですけれども、例えば出前講座をやったりとか、つくり方とか、そういうものについていろいろやっていくのに業者でなければできないというのはなぜなのかなというふうに思うので、では業者選定するイメージと市はどこまでかかわるのかというところをちょっともう少し詳細にお願いしたいと思います。済みません。

(総合政策課長) 動画のコンテストのほうでよろしいですか。動画のほうは、当然市民に動画を撮ってもらって、市民、市内外を問わず誰でも応募を、鴻巣のいいところというのを撮ってもらって応募していただきます。その応募したものをサイトのほうで投稿してもらって、そこでまた発信するような形をとる予定でありますので、市のほうは当然業者と

協力してどういった形で募集をかけるかとか、その辺は調整をしてみます。

（竹田）市の主体的な部分なのか、それともコンセプトの関係なのか、技術的な部分だとかなりプロパーとしての役割が必要かなというふうに思うので、それは確かに必要だというふうに思うのですけれども、物の考え方、コンセプトとの関係でいうと市民の皆さんにいろいろ投稿していただいて、30秒に編集するわけでしょう。だから、その部分の編集の段階での業者が介入するということはわかるのだけれども、魅力そのものを発信していくというのは、私は市の主体的な部分だというふうに思うものですから、ちょっと申しわけない、あえて聞かせていただいている。ちょっと申しわけない。もう少し。済みません。

（総合政策課長）動画のほうの募集と、あとは特設サイト、ホームページの開設したり運営費というのは業者のほうでやっていただくのですけれども、最終的にはコンテストで選んだ動画をシティプロモーションのほうで活用していきたいと思っていますので、そちらの部分は市のほうで実施していく予定です。

（市長政策室副室長）最初に課長が申し上げたとおり、技術的な部分というのは、例えば小学校、中学校、もしくは高校とかに出向いて行って、出前講座という形で、先ほど申し上げたとおり、SNSでどういうように発信していくかという技術的な部分、どういうふうに撮ったらいのかとか、プロの部分で児童生徒に教えていくという、そういう部分についてはプロを活用してやっていくというところが技術的な部分ということで業者委託を考えているところです。

（竹田）出前講座といえども、出前講座のプログラムにはなるわけではないのよね。出向いて行って説明するということの、SNSに、いろんな手法があるけれども、SNSとしてこういうふうなことができますよというのをプロパーにお願いするということの解釈でいいのね。出前講座というふうに言われたものですから、講座をなぜ業者にお願いするのかなというふうにちょっと思ったものですから、出向いていくという解釈でいいのね。そこだけちょっと確認します。

(市長政策室副室長) はい、そのとおりでございます。

(加藤) それでは、魅力ある地域づくり事業についての確認です。先ほど来ご説明の中で4市1町というのがあって、4市1町で住みやすい地域であることをアピールしていくと、そして人口資源化ということになるわけですがけれども、4市1町の活動量であったり、活動項目というのがどういったところを目標にしているのかなというのが、ちょっと素朴な疑問がございます。というのもこの圏域というのが昔でいうと川口から旧吹上町までの幅広く11市町村ぐらいありましたっけ、そういった中で協同してやっていこうという時代もあったり、あるいはこれは合併絡みになるかもしれないのですけれども、Y o u a n d I というような形で浦和、与野、大宮、上尾、伊奈と、Y o u a n d I 計画みたいなのがありました。今回もイコウカということで頭文字をとっている。これは、まさに単純にこの地域の魅力を、県央地域の魅力を発信していこうということに本当に軸を置いているか、あるいは違う活動も含めてもうちょっと深い連携、いわゆる圏域というのが総務省が結構言い始めているので、圏域の中でいろんなことを共同してやっていこうよというようなものをちょっと将来的には見据えているのか。本当に魅力発信だけですかということなのか。その辺で今言える範囲でちょっとお伺いしておきたいなと思っております。

(市長政策室副室長) 広域行政の話から始めさせていただきますと、古くは戦前から道州制という話がありながら、地方分権の流れがあって、県では委員がおっしゃるようなY o u a n d I 構想だとか、西部地域の志木だとか和光とかのS W A N 構想だとか、鴻巣であれば例えば県央都市づくり協議会だとか、合併前の吹上、川里とか、まずは広域行政を推進して合併を促そうという、そういう時代がありました。そういう時代を背景にして合併がうまくいっているところはしてあって、Y o u a n d I については上尾、伊奈が残ってしましまして、県央まちづくり協議会のほうに加入してあって、今魅力あるまちづくりというところでの広域行政の中で取り組んでいるところになっております。その中で、この地域の課題は何かというところをまず全体で把握した中で人口減少

だとか高齢化、これは全体的な話ですけれども、特に県央という立地性を考える中では非常に優位性はあるながらも、減少しているところを何とかしていこうというところでさまざまな取り組みを今回でいえばイコウカだとか、スタンプラリーだとか、お仕事発見だとか、いろいろなことをしているところです。

それは、やはり共通の話題といいますか、課題の今言った人口減少に取り組むというところを今後も多分恐らくこの県央地域では考えていく。そのほかは、この4市1町で若手職員を各市町から2人ずつ出しまして、若手職員の政策研究というところで今10名ですか、4市1町で10名で今取り組んでいるところ。これは、政策課題についてどういうものがあるのかというのをまず課題から拾い上げて、解決に向けて検討しているところがあります。あとは、2040年問題がありますので、各市から1名ずつ職員を出しまして、5名の職員で、さらに別の枠組みの中で研究していることも今この中でやっているところです。

以上です。

(中野) 今回の補正については、総額3億7,440万という金額ですが、その多くが市債なのです。3億4,380万ですから、今回の補正の財源の多くは市債ということをお前提で考えた上で、我が常任委員会に関連する中で10ページ、企画費については財源内訳の変更なのです。一般財源で見たものを国県支出金ということですから、そういう点ではほとんどが今言った財源内訳ということになってくると思うのです。

そういう中で関連しているのをお聞きしたいのですが、シティプロモーション推進事業がございます。今回の議案の中で、これは報告なので、本会議では質疑ができないのですけれども、ページ数は打っていないのですが、30年度の鴻巣市一般会計繰越明許の計算書があります。この中で私たちの政策総務常任委委員会に係る問題として総務費、シティプロモーション推進事業が事業名で上がっていて、これは実は繰越明許で、一般財源としては126万8,000円なのですが、この中に埼玉県都市競艇組合から100万円来ていますよね。そうした事業を行っているわけですが、今回の補正のシティプロモーション推進事業と繰越明許におけるトータ

ルで226万8,000円、これとの関係と、もう一つは埼玉県都市競艇組合の補助金100万、これについて使途はどういうふうにしていくのか。繰越明許の中で質問ができませんので、あえてこの一般会計の総務費の関連でお聞きしたいということでもあります。

（財政課長） それでは、ご質問に対して説明させていただきます。

まず、総務費の繰越明許費、シティプロモーションの推進事業に関してなのですが、昨年度の3月の補正予算で計上させていただきましたラッピングバス、こちらのほうの繰越明許をご審議いただいたと思いますけれども、そちらのものがそのまま金額として226万8,000円、その中で財源がたしか100万円ほどあったという形で、その財源も一緒に繰り越させていただいて、ラッピングバスに関する繰越明許となっております。今回の補正予算の歳出のほうに関しましては、先ほど総合政策課長が申し上げていました県央の魅力づくりの関係のものと動画コンテストの関係で歳入の内定をいただきましたので、そちらのほうを追加補正をさせていただいております。

（中野） 私が総務費の形で質問してしまったのですが、そういえばラッピングバスありましたよね、1台ね。それが繰越明許費ということなので、今の答弁で内容はよくわかりましたので、ありがとうございます。ここで委員長、1つ苦言を呈しておきたいのです。どうも鴻巣市は繰越明許が多過ぎる。今回今言った総務のやつは、確かに競艇組合から100万来ているので、それは1つはわかるのですが、本当に繰越明許が多い。となると、当初予算を組むときに事業の進捗状況を含めて、今年度はここまできこう、やるというようなことで当初予算を組んでいるはずなのです。そういう中で余りにも繰越明許が多いということは、事業進捗が進んでいないか、執行部として事業を推進する上での支障があった、あるいはもっときつい言い方をすれば怠慢があったというようなことが考えられるので、この辺の繰越明許に対する基本的な執行部の考え方だけちょっと。私は、ちょっと多過ぎるので苦言を呈しているのですけれども、それについて見解をお聞きしておきたいと思います。

（財政課長） 繰越明許に関してですけれども、原則として契約繰り越し

をされているものとなっています。未契約繰り越しに関しましては、原則としては認めておりません。ですので、こちらに上がっているものの大半が契約した中で、補償でまだ全部動き切っていないものとかというように、ですから当初予算で計上して用地交渉、物件移転補償で相手方に前払い金を支払いました。相手方が移転して完了して初めて終了するものがありますので、そちらのものなんかに関しては契約してあります。前払い金を払いまして、どうしても3月末までに相手方が移転が完了しないケースとかというのもございますので、そういったケースで繰越明許を組ませていただいたり、工事を予算化させていただいて、契約しましたけれども、どうしても工期的に5月までとらないと間に合わないとかというもので繰越明許をさせていただきました。原則として契約繰り越しというのが大原則になっております。

(中野) だとしたら、少なくとも繰越明許のところでは別資料でもいいから、今言った説明をやっぱりつけるべきだと思うのだ。そうしないと議会として、あるいは議員としてなぜこんな繰越明許しなければいけないのだ、今未契約はないと聞いたのでほっとしたのだけれども、そういう意味では繰越明許をするなら繰越明許をするだけのきちっとした、今答弁のあったようなものをそれぞれ繰越明許するところに説明をつけていくということによって、全ての議員がなぜこれは繰越明許するのかということがわかるようにしておくことが私は大事だと思うので、その点どうでしょうか。

(休憩をお願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時16分)



(開議 午前11時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(財務部長) 委員さん、ご指摘のとおり、繰越明許、余り単年度の法則ということを考えますと、原則からちょっと外れるものだというところは理解しているところです。それで、繰越明許の理由をそれぞれという

ところでご提案いただいたところなのですけれども、実際に繰越明許につきましてもは議案として補正予算の中で出させていただいて、その中で理由を説明しながらご審議いただいているところでございますので、その方法で今後も続けていきたいなというふうに考えております。ただ、繰越明許がいいか悪いかという話になると、原則から外れている部分もあります。ただ、近年補助金が補正予算でついたりですとか、さまざまな理由で事業が終わらないというようなケースがふえているのも確かでございますので、そこは有利な補助金であれば獲得しながら繰り越しをしながらやっていきたいなというのは考えております。

以上です。

（中野）財務部長が言われたとおりというのはわかる。だけれども、実際私ども議会で補正をされてやる、そのこととあわせてそのとき説明を受けているかもしれぬけれども、わかりやすいのはやっぱり繰越明許をしたときに、この表、この理由を載せたほうがよりわかりやすくなると思うのだ。補正のところ聞いたことについて、全て覚えていればこれ見てちょっとわかる。しかし、自分だけかもしれないけれども、全ては覚え切れてはいないものですから、これ何で繰越明許なのだというふうには思ってしまうから、それはやっぱりつけてもらったほうが議員としてはわかりやすいのではないかというふうに申し上げたのです。ですから、それは執行部が、いや、補正で説明しているのだから、その必要はないと言われれば、それはこちらとしても無理は言えないけれども、ただそういう親切な心があってもいいのではないかという意味で申し上げました。

以上です。

（委員長）ほかにございますか。

（なし）

（委員長）それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（竹田）詳細については本会議でやりますが、これだけ言っておきます。

鴻巣駅東口駅通り地区の街区公園整備の地方債補正が出されています。これは、ワーキンググループとか関係者との協議の中でこれだけ整備費がふえたことによって、合併特例債を活用した部分の金額になりますが、公園整備そのものが過去の経歴から見ても非常に過大な公園になっているということも含めれば、今の鴻巣市は財政状況から見てもこんな過大な公園をつくるものに必要ないというふうに考えますので、これにつながる地方債補正なので、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いします。

議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願いたいと思います。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前11時20分)